

## I [地震対応]

### 1 登校前に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

- (1) 登校前に市域で震度5弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休校」になります。児童の登校を控えさせてください。

### 2 児童の在校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

- (1) 原則、直ちに授業を打ち切ります。児童の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、保護者等引き取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）ます。
- (2) “市域に震度5弱以上の地震”の情報を受けて、保護者等引き取り人は自主的に引き取りに向かってもらいますが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を連絡メール、災害用伝言ダイヤル、学校ホームページ（以下で「連絡メール等」という）及び音声電話など、可能な範囲の手段で情報発信します。
- (3) 学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水は非常用飲料水貯水槽からの汲み上げ水を、食料は防災用備蓄食料（アルファ米、おかゆ等）を、また、毛布等が必要な場合は防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

### 3 児童の登下校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

- (1) 登校時に発生した場合には、原則として児童はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様に引き取りが行われるまで留め置きます。
- (2) 下校途中の発生においては、原則として児童はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている児童は引き取りが行われるまで留め置きます。

### 4 校外学習中に震度5弱以上の地震（大規模地震）に遭遇したとき

- (1) 遠足、修学旅行、連合音楽会等の行事において地震が発生した場合は、最寄りの避難所等に避難し、現地の対策本部の指示に従い行動します。
- (2) 引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、適切な場所で保護者に引き渡すことを原則とします。保護者には連絡メール等で引き渡し方法をお知らせします。

## II [風水害対応]

### 1 前日に荒天（台風接近等）が予測される場合

- (1) 台風等で前日から次の日の荒天が予測される場合には、教育委員会教育 指導課との協議により前日の段階で翌日の措置を判断するよう努めます。
- (2) 措置は可能であれば文書で発信し、併せて連絡メール等で情報提供します。また、文書が間に合わない場合には連絡メール等で保護者に伝えます。

## 2 前日に予想できず、登校前に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 座間市に朝6時以降に警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても児童は「自宅待機」します。
- (2) その後の措置（「時間を遅らせての始業」や「臨時休業」）については、教育委員会教育指導課との協議により下した判断を連絡メール等で保護者に伝えます。

## 3 児童の在校時に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 児童の在校時に「警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。
  - ① 下校完了まで風が強くなると予測される場合には「一斉下校」とします。
  - ② 下校時に風雨が強まると予測される場合には「地区別集団下校」とします。
  - ③ 通学路の状況等により児童だけの下校が不可能な場合には、風雨が弱まるまで学校で待機させます。待機が17時を過ぎる場合には保護者への引き渡しとします。
- (2) 措置内容については連絡メール等で保護者に伝えます。

## 4 「警報」が出されているときの校外学習の扱い

- (1) 遠足や体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に警報が出ておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施する場合があります。
- (2) 修学旅行は原則的に実施し、現地の状況に合わせて行程を調整します。ただし、交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もありえます。

## 5 その他

※登校時刻になっても、危険が予想される場合は、家庭の判断で登校を遅らせ、地区係へ連絡するとともに8時以降学校へご連絡ください。なお、「家庭の判断」で遅刻の場合は出席扱いとなります。

## Ⅲ [Jアラートによる警報システム発令時の対応]

- 1 児童が屋外にいる場合、できるだけ早く校舎内に移動させます。
- 2 児童が屋内にいる場合、または屋内に移動させた後、爆風による被害が予想されるため、窓から離れさせます。
- 3 Jアラート発令後、行政からの情報に注意し避難行動等をとります。
- 4 保護者への連絡等、地震・風水害対応マニュアルに定められた警報発令時の対応に準じて対応します。

## Ⅳ [児童・生徒を標的とする脅迫メールへの対応]

座間市の児童を標的とする脅迫メールが投稿された際、危険性が高いと判断された場合、連絡メール等で保護者に対応を伝えます。なお、対応については地震・風水害対応マニュアルに即した内容とします。